

# 練馬区訪問介護採用応援補助事業のご案内

区内の訪問介護事業所が、訪問介護業務への就業を希望する方を新たに有期雇用し、介護労働に従事させるとともに勤務の一部として介護職員初任者研修を受講させる場合に、有期雇用期間中の賃金等を補助します。

## 1 助成対象者

以下の(1)(2)の要件を全て満たす事業者

- (1) 当該年度における都の「訪問介護採用応援事業」の受託事業者または受託が決定した事業者であること
- (2) 区内で、以下のいずれかの介護サービスを提供する事業所を有すること
  - ①訪問介護、②訪問入浴介護、③定期巡回・随時対応型訪問介護看護、④夜間対応型訪問介護

## 2 補助対象経費

- (1) 対象者に対する賃金のうち基本給

1時間あたり単価<最大1,700円※>×勤務時間

※ 【雇用確定時】は「雇用契約書等に規定された時給（相当）」と「1,700円（上限）」を比較して、少ない方の額を「1時間あたり単価」とし、これに予定雇用期間の「所定労働時間の合計」を乗じて算出する。

※ 【実績報告時】は、雇用確定時に算出した「1時間あたり単価」に、実際の勤務時間（超過勤務を除く。）を乗じて算出する。なお、雇用確定時に算出した金額を上限とする。

※ 勤務時間には、介護労働への従事時間に加え、研修受講時間、研修のための移動時間を含む。

- (2) 採用経費（一人当たり）（雇用した職員用のユニフォーム、雨具代 等）

## 3 補助上限額（1人当たり）

- (1) 賃金 408,000円
- (2) 採用経費 20,000円（定額）

## 4 雇用可能人数・対象者

- (1) 雇用可能人数

本事業の対象者として雇用できるのは事業所1か所につき2人まで

- (2) 対象者

以下のアイのいずれかに該当する者

ア 介護業務へ就労を希望する離職者等であって都の「訪問介護採用応援事業」契約期間内に実施事業者においてはじめて雇用される者

イ 区の介護スタッフ研修（練馬区介護に関する入門的研修事業／練馬区介護従事者養成研修事業）の修了者

以下の方は、本事業の対象者ではありません。※ただし、イの介護スタッフ研修修了者は①③に該当する場合でも対象者とする。

①訪問介護業務の経験を有する方→既に業務を経験済みであるため、対象外

②有期雇用契約期間終了後の退職をはじめから予定している方→継続見込みがないため対象外

③同一法人で既に雇用している方、同一法人で内定済みの方、以前同一法人で雇用していた方（パート・アルバイト・派遣含む）→新たに雇用した者ではないため対象外

## 5 雇用条件

### (1) 雇用形態

最大6か月の有期雇用契約とします。

- ・正規職員として雇用した場合は対象者になりません。
- ・有期雇用契約期間終了後に正規職員として継続雇用することは可能です。

### (2) 就業時間

週8時間以上10時間未満とします。

就業時間には、介護労働従事時間、研修受講時間、研修機関と施設等との通常の移動時間を含めなければならない、対象者に対する賃金の支払い対象としなければなりません。

### (3) 社会保険

法令の規定に従い、各種社会保険に加入し保険料を支払ってください。

- ・雇用形態ごとに加入状況が異なりますが、労災保険の加入は必須です。

### (4) 賃金支払い

処遇改善手当を除いた基本給が東京都内の最低賃金以上となるよう設定してください。

原則、月払いとしてください。

### (5) 実労働時間

時間外勤務が発生しないよう努めてください。(時間外勤務分の賃金は本事業の補助対象外)

### (6) その他

ダブルワークは可とします。

## 6 初任者研修の受講と介護労働への従事

事業者は、対象者を訪問介護事業所において、介護労働（介護スタッフ研修修了者は総合事業も可）に従事させなければなりません。

### (1) 異動・兼務について

有期雇用期間中、対象者を法人内で異動させることや、事務職や併設事業所の他の業務等に従事させることは認められません。

### (2) 事業者は、対象者に、介護労働に従事させる一方で、勤務の一部として本事業の雇用期間中に介護職員初任者研修を受講・修了させなければなりません。

※ 原則、本事業の雇用期間中に研修を修了しなかった場合、賃金を含めて補助金の全額が交付対象外になります。

### (3) 受講費用と区の助成事業

対象者が受講する初任者研修に係る申込みや、受講料の支払いは、事業者が行うことが望まれますが、事業者と対象者で協議し決定してください。

受講料については、本事業による助成の対象外となりますが、別途、受講料助成事業があるため、そちらの要件を満たしたうえで申請できます。

### (4) 事業者は、対象者が有期雇用契約期間中に研修を修了するよう、勤務時間の割り振り等において、必要な配慮、指導をしなければなりません。

### (5) 事業者は、対象者の研修受講に際して、少なくとも、テキストやカリキュラムに沿った時間を勤務時間内で必ず確保してください。(通信講座等における「自宅学習時間」も勤務時間内に確保してください)

### (6) 有期雇用契約期間中に研修を受講・修了させることは、委託料の支払いに係る必須の条件となるので、事業者は、介護労働への従事よりも研修の受講・修了を優先させてください。

## 7 補助金の返還

補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときは、補助金の交付決定の全部または

一部を取消し、返還を求めることがあります。

**8 雇用開始期間**

東京都の訪問介護採用応援事業契約後～11月1日まで

**9 雇用終了期限**

3月31日まで

東京都の訪問介護採用応援事業契約年度内に雇用期間が終了するようにしてください。

**10 補助金交付の流れ**

別紙「練馬区訪問介護採用応援補助事業 補助金交付の流れ」のとおり

**11 提出書類・提出方法・提出期限**

別紙「提出書類一覧表」のとおり

**12 申請先・問合せ先**

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

高齢施策担当部高齢社会対策課計画係（区役所西庁舎3階）電話：5984-4584（直通）